

令和 7 年度企業主導型保育事業指導・監査業務
(保育内容及び運営全般に係る指導・監査) 委託実施要領

公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）の企業主導型保育事業に係る指導・監査業務の一部（保育内容及び運営全般に係る指導・監査）を委託により実施することとし、下記のとおり募集します。

1. 業務の概要

(1) 業務名

企業主導型保育事業指導・監査業務（保育内容及び運営全般に係る指導・監査）

(2) 委託業務の内容

別添「令和 7 年度企業主導型保育事業指導・監査業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※令和 7 年（契約締結日）から令和 8 年 3 月末までの約 1 か年とする。

(4) 担当部課及び書類提出先等

公益財団法人児童育成協会指導監査部

所在地〒102-0081 東京都千代田区四番町 2-12 四番町 TH ビル 3 階

電話 0570-550-819（ナビダイヤル）

E-mail：koubo-uketuke2025@kodomonono-shiro.jp

担当：谷口・君塚

(5) 日程（予定）

令和 7 年 3 月 17 日（月）～ 3 月 21 日（金）17:00	募集要領、仕様書の配布、質問受付期間
令和 7 年 3 月 24 日（月）	質問への回答
令和 7 年 4 月 1 日（火）17:00	企画提案書等提出締め切り日時（必着）
令和 7 年 4 月 4 日（金）13:00～15:00	入札
令和 7 年 4 月上旬	委託契約者の決定・公表
令和 7 年 4 月中旬	契約締結

2. 参加資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けていない者であること。（復権を得ている者を除く）
- (2) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。なお、企画書の提出時に、保険料納付に係る申立書（様式 1）を提出するものとする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げられていない者であること。なお、企画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨、誓約書（様式 2）を提出すること。
- (4) こども家庭庁競争参加資格（全省庁統一資格）の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) こども家庭庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。なお、財務諸表及び納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）を各 1 部提出すること。
- (7) 応募者又は応募者の関連機関が、企業主導型保育事業又は企業主導型保育施設に対するコンサルティング業務その他企業主導型保育施設に対する適正な指導・監査の実施に支障をきたすおそれがある業務を実施する場合には、当該機関にそれらの施設に対する指導・監査を行わせない。ここでいう関連機関とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに応募者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。
- (8) 直近 3 年程度以内において、国または地方公共団体において助成金・補助金に関する業務を受託している実績があること。なお、国・地方公共団体における委託業務実績報告書（様式 3）を提出すること。

3. 仕様書等の配布

本業務に関する資料及び参加するために必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 必要書類等（③・④・⑤については現時点での「案」であるため、内容を変更する可能性あり。）
 - ① 令和 7 年度企業主導型保育事業指導・監査業務（保育内容及び運営全般に係る指導・監査）委託実施要領
 - ② 令和 7 年度企業主導型保育事業指導・監査業務委託仕様書
 - ③ 令和 7 年度企業主導型保育事業指導・監査等基準案
 - ④ 令和 7 年度企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項案
 - ⑤ 令和 7 年度指導・監査評価基準案
 - ⑥ 保険料納付に係る申立書（様式 1）
 - ⑦ 誓約書（様式 2）

⑧ 国・地方公共団体における委託業務実績報告書（様式 3）

⑨ 所要額提案書（様式 4）

⑩ 企画提案書（様式 5）

※表紙は様式 5 を使用。表紙以降は A4 判カラー様式制限なし、60 枚程度。

※企画提案書は、企画提案書作成要領（別紙 1）を参照のうえ作成のこと。

⑪ 財務諸表及び納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

⑫ 一般競争入札参加申込書（様式 6）

⑬ 入札書（様式 7）

⑭ 委任状（様式 8）

⑮ 入札辞退届（様式 9）

(2) 提出方法

上記(1)⑥～⑪を締め切り日時までに 1(5)に記載の住所宛に「企業主導型保育事業指導・監査業務委託各種資料（事業者名）」と記し郵送（必着）または、1(4)に記載の E-mail アドレス宛に書類を添付しメール送信若しくは持参すること。

なお、郵送、電子メール送付または持参以外での提出は受け付けない。

(3) 提出媒体

表紙及び盤面に「企業主導型保育事業指導・監査業務委託各種資料（事業者名）」と記し、印刷した書類 6 部 と CD-ROM に記録した PDF 書類 1 部。

4. 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問の要旨を簡潔に記入し、1(4)に記載の E-mail アドレス宛にメールで送信すること。メールのタイトルは「企業主導型保育事業指導・監査業務質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を提出する上で広く周知した方が良い、と判断されるものは、質問者の名前を伏せて協会ホームページにて公表する。

5. 委託契約者の選定方法

(1) 審査方法

審査は、3 に示した各種書類において、3(2)により提出された資料（(1) ⑥～⑪）において、選定評価を行うこととし、別添に定める評価基準及び所要額提案書にて提示された所要額等により総合的に検討し判断するものとする。ただし、審査の内容如何によってはいずれも採用しないこともある。また、参加者が 1 社の場合には、総合的に評価して委託契約の相手方としての適否を判断するものとする。

(2) 委託契約者の選定について

(1)に示した審査方法及び入札によって最も優秀な者と選定された事業者を委託契約者とする。

(3)入札について

入札及び開札の日時、場所

ア 日 時 令和7年4月4日（金）13:00～15:00

イ 場 所 東京都千代田区四番町 2-12 四番町 TH ビル 6 階

ウ 入札資格 3(2)の書類の提出、3(3)に示した資料の提出をしている者で、3(1)の、
⑫、⑬の書類を提出する者。

(4)開札

ア 入札者は、1者につき1名が開札に立ち会うことができる。入札者が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札額を提示した者を総合評価の対象者とする。

ウ 入札回数は3回限りとし、1回目の入札により総合評価の対象者が決定しない場合は直ちに2回目を行い、2回目の入札でも総合評価の対象者が決定しない場合は直ちに3回目を行う。この結果、総合評価の対象者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5)入札の無効

次のいずれかに該当したときは、その入札を無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は本要領において示した条件に違反した入札

ウ 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(6)入札に係る留意事項

① 代理人が入札に参加する場合は、入札参加時に委任状（様式8）を提出すること。

② 入札参加申込者及び入札参加者が入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては、入札日時までに入札辞退届（様式9）を提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届（様式9）又は指名を辞退する旨を明記した入札書を協会担当者に直接提出しなければならない。

(7)審査結果の通知

審査結果については速やかに参加者全員に対し通知するとともに、委託契約者の名称等を当協会ホームページに掲載する。

7. 契約の相手方について

- (1) 本業務の委託は、選定した委託契約者と企画提案書を基に細部について当協会と協議のうえ、契約を締結することとする。契約の際には協会と事業者との間で、委託契約の内容について必要な調整を図ること。なお、企画提案に当たっての虚偽記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- (2) 契約書の作成にあたり必要な経費は全て受託者の負担とする。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の禁止

受託者は受託者が行う指導監査業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、受託事業者の責任において、指導監査の実施にかかる事務業務（例：交通チケット手配等）を委託することは当協会への書面による承諾を得た後は可能であるが、その場合においても受託事業者の責任において実施すること。また、監査対象との間で、利益相反が生じないよう受託事業者は徹底すること。

(2) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、当協会から指示があった場合は除く。
- ③ 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- ④ 提出された書類は、本委託候補者選定以外の目的では使用しない。
- ⑤ 提出のあった書類は、審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。